

令和7年度から

難病者見舞金制度が変わります

● 令和7年度からの新制度の主な変更点

毎月 定額	現行	通院や入院日数に応じた給付。 受給者証を持っていても、通院等しないと給付無し。
	新制度	受給者証があれば、通院や入院の有無に関わらず 給付対象の有効期間内は、毎月5,000円に。
現況届 の廃止	現行	現況届に医療機関での通院や入院日数の証明(文書 作成)が必要。
	新制度	医療機関による日数の証明が不要に。 引き続き、受給者証の写しは必要となります。
年2回 給付	現行	年1回(2月)の給付
	新制度	年2回(8月と2月)の給付に。
給付 要件	新制度	特別障害者手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手 当、重度心身障がい者手当、心身障がい児手当のい ずれかの手当を受給されている方は、 難病者見舞金 の対象外 となります。

※ 令和7年度から電子申請・オンライン申請にも対応いたします。

● お手元にある現況届の提出をお忘れなく

現在、令和6年分(令和6年1月1日から12月31日までの診療分)の現況届の提出を、対象者の皆さんにお願いしています。

現況届の提出期限は、令和7年3月31日までとなります。

期限日以降の提出はお支払いできなくなりますのでご注意ください。



【問合せ】 浦安市福祉部障がい福祉課 給付係

電話 047-712-6394(直通) FAX 047-355-1294

メール syougaifukushi@city.urayasu.lg.jp